

令和2年度 多摩市文化芸術方針検討委員会 第5回 要点録

開催日時・場所	令和3年2月26日(金) 18:00~19:30 多摩市役所3階301会議室	
参加委員	参加委員12名 学識経験者：伊藤裕夫氏、桑谷哲男氏、浜田弘明氏、若林朋子氏 市民委員：石坂氏、今井氏、岩佐氏、柴田氏、新倉氏、林氏、牧田氏、渡辺氏	
出席職員	くらしと文化部長、文化施策担当課長、文化・生涯学習推進課長、文化財担当課長、事務局3名	
主な内容	開会	資料の確認
	次第1	前回の振り返り
	次第2	(仮称)多摩市文化芸術条例の骨子案について
	次第3	(仮称)多摩市文化芸術条例の骨子案の取りまとめについて
	次第4	第6回委員会について
議題	主な意見(●事務局、◎委員長、○委員、☆アドバイザー)	
次第1 前回の振り返り	<p>①報告案件 ●2月16日に行われた庁内会議において、現段階の骨子案を報告。庁内会議では、健康福祉部から「障がい者」に関わる表記について、「障害」と明記した方が良いとの助言を受けた。障害をお持ちの方からのご意見で、「困難をもつ」や「ハンディキャップ」などの表現ではなく、「障害」と記載された方が権利などを明確化できるとの趣旨で、既に修正済みである。</p> <p>②本日の獲得目標 ●委員会としての骨子案を取りまとめることである。次回の委員会では、取りまとめた骨子案を基に事務局で作成した条文の検討に入っていくことを想定している。</p> <p>③配布資料の確認</p> <p>④第4回委員会要点録の確認⇒承認</p> <p>⑤前回の振り返り ◎「資料23(仮称)多摩市文化芸術条例の制定に向けたカテゴリーごとの意見整理について その2」を基に、後半の「役割」から「特徴」を中心に議論した。その後、「資料24(仮称)多摩市文化芸術条例骨子案」を確認し、内容の共有や文言の修正を行った。ただし、時間が少なかったため、意見がある委員は後日事務局へ連絡頂いた。</p> <p>○ゼロ歳児という言葉が文章いきなり出てくると、こういった意図で明記しているのか、補足説明がないとわかりづらいのではないかと。</p> <p>◎骨子案は、条文における趣旨を明確にするものであり、条文は骨子案を基に文案を作っていく。その際、どうしても意図が伝わりにくい場合、解説やパンフレットの作成または計画で説明するなど、対応していく必要がある。</p>	
次第2 (仮称)多摩市文化芸術条例の骨子案について	<p>●「資料26(仮称)多摩市文化芸術条例骨子案 その2」は、前回の委員会で出た意見、そして委員会後メールなどで改めて頂いた意見を修正、反映した骨子案である。項目10その他の欄には、事務局案として財政措置および公立文化施設の位置づけなど記載している。</p> <p>◎『資料27(仮称)多摩市文化芸術条例骨子案における言葉の説明について</p>	

次第2
(仮称)多摩市文化芸術条例の骨子案について

て」1「表現の担い手」の定義について』を説明する。

主体的に表現する人たちが、プロやアマチュア問わずコアにいる。その一方で、直接表現する人だけでは社会的に存在することができず、そこには表現の現場で実現を支える協力者・支える人たちがいて、またそういった表現を多くの人たち、あるいは次世代に伝えていく、共有していく、そういうことに取り組む人たちが必要になってくる。そして、さらにその表現を鑑賞し、そして観客として受け止めて、単に消費するだけでなく、文化や芸術から得られる感動や知識などがまたその地域の文化を作り上げていく形で循環していくのではないかと。そういった意味で、鑑賞者・観客も表現の担い手の一つの要素に整理している。

●「資料27 (仮称)多摩市文化芸術条例骨子案における言葉の説明について 2 表現の担い手と市民、市内を拠点に文化や芸術活動をする個人や団体の関係性について」を説明する。

骨子案に示す表現の担い手について、青い円で示している①市民(市内に居住する者、働く者、学ぶもの、そして市内で事業を営む者、または活動する団体等を市民)、青い円と赤い円が重なっている紫色の部分②市内を拠点に文化や芸術活動をする個人や団体、③赤い円で、重なっていない部分の市民以外で鑑賞者・観客として表現を受け止める人の、三つに分類されている人を対象とするということを示しているイメージ図である。

市民の定義は、多摩市自治基本条例の市民の定義と同じにしている。「市民」の定義を条例ごとに違った定義にすることは、市民の誤解を招く可能性があったためである。よって、市外在住でパルテノン多摩などの市内文化施設で鑑賞者・観客として表現の担い手に該当する人は、③のように市民に含まれないことにご留意頂きたい。

多摩市は表現の担い手ではなく、多様な施策の推進、環境整備、連携、表現の自由の保障の役割を担い、そのイメージでは表現の担い手、つまり赤い円を広げるための役割を担う。

ただし、この表現の担い手を増やす赤い矢印の役割は、行政だけが担うのではなく、表現の担い手自身も赤い矢印の役割を担っていくと解釈している。

次に、「表現の担い手」を増やすということについて説明する。青い部分である①市民や、円が重なっている部分の②市内を拠点に文化や芸術活動する個人や団体が現状よりさらに自主的に活動したり、支えたり、普及したり、鑑賞者・観客になったりする機会を増やす、③市民以外の鑑賞者・観客を増やすということが表現の担い手を増やすということになる。

◎さらに補足すると、環境運動をイメージしてもらおうとわかりやすいと思うが、環境に対し無意識の人がいれば積極的に活動する人もいる。市外の方でも支援してくれる人がいる。そういった違いがある中で、その関係性が重なり、広がっていくようなイメージで、多くの市民の方にこの図も活用して理解してもらい、多摩市の姿勢を示していくということになる。

この図が面白いのは、市民と表現の担い手が重なって、定義が微妙に違う形で、この重なりがもっといろいろ大きくなるような意図が描かれていることである。

今後は計画を策定し、条例を機能させていくことを考えていく必要があるが、多くの市民が内容を理解してもらおう機会を作り、多摩市の姿勢を知らせていきたい。

☆「資料27 (仮称)多摩市文化芸術条例骨子案における言葉の説明について 3 有機的な繋がりイメージ」を説明する。

有機的な繋がりとは、市立文化施設を中心に市内の様々な文化施設や文化財、市内外で文化芸術活動する人や団体や地域、関連する学校や福祉施設、ま

次第2
(仮称)多摩市文化芸術条例の骨子案について

た商店街等、商業施設や企業等との連携を促進し、過去から現在、そして未来に渡り、人、物が繋がり、文化芸術の基盤が発展していくための繋がりを指す。

また、この図には入っていない様々な関係する団体や個人があり、あくまでもイメージ図として留意頂きたい。

◎資料の説明は以上だが、骨子案についても含め、意見や質問等はいかがか。

○資料27の2について、市民には関心のある層と関心のない層がいるという現状が示されている。仮に自分が関心のない層の青い部分の市民だとすると、基本理念のところで、文化や芸術の力がわかりやすく記載しており、本当に文化や芸術って大事なのだなと理解していく中で、私達一人一人が表現の担い手となることを目指しますって言われると、文化や芸術に無関心な自分は、担い手ではなくて悪いのでは、と感じてしまわないか。

私は、文化芸術条例を作って、市民や多くの人に、文化や芸術が当たり前のように享受できるようにしたいと考えている。それは、「あなたが文化の担い手になりなさい」ということではなく、「こういうのもありますよ」と提示したいと思っているので、文化や芸術を享受できる権利を保障しますということに記載するべきではないか。

◎言葉の使い方について、市民が条文を読んだときに押しつけがましいと感じるものではなく、権利という言葉や、機会をきちんと保障するなど考えていきたい。文化に関わらない自由というのも保障しなくてはいけない。

戦後では、伝統的な文化を排斥する動きなどもあるなど、全ての文化や芸術が素晴らしいと伝えたいわけではない。言葉遣いは慎重に考えていきたい。

○表現の担い手という言葉だけを聞いたときに、どうしても主体的に活動する人を連想してしまう。

資料26の項目4 市民の役割のところ、市民が誰もが時として表現の担い手になると言われても、具体的にどういうことなのかと疑義が生じるのではないか。

表現の担い手について、資料27の1ページに記載があるように、この全てを含めるとして、例えばこの6の市の役割で記載されている「表現の担い手が自主的、創造的で多様な文化や芸術活動ができる環境の整備を行う」とは、主体的に活動する人のためだと感じてしまう。

つまり、「表現の担い手」という言葉の中に、提示されている4つの意味で困ってしまうのが少し難しいのではと感じている。

また、表現の担い手を増やすために、具体的な方法を記載するべきではないか。文化や芸術といっても、多様なものがあり、そのどれかに興味を持ってもらえればいいのか。そのために、いろいろなジャンルでいろいろな取り組みや活動を、市は支援していくと記載したらいかがか。そういう施策の中で無関心だった方がどれかには興味を持ち、だんだん市全体として文化や芸術に理解のある街になっていくのではないか。

◎「表現の担い手」という言葉は、人によってイメージが違い、市民一人一人が担い手だと主に解釈すると押しつけがましく感じる可能性がある。あるいは主体的に文化や芸術活動を行っている方から見ると、自分たちがどこにいるのかわからないということが起こってくる可能性もある。現段階では、今までの経緯もあるため、表現の担い手という言葉を使うが、最終的な条文等々を構成するときには、誤解が生まれまいかどうか、再考したい。

○「表現の担い手」について、以前お話しした、小説家で劇作家の井上ひさしさんの話で、クリスマスのときにお父さんが台本の脚本を書いたら、お父さんは劇作家であり、そのときに演じた子供たちは役者であることの趣旨を含めた

次第2
(仮称)多摩市文化芸術条例の骨子案について

上で、プロやアマチュア関係なく、誰もが主体的な表現者になり得るとの考え方である。

日常生活の文化・芸術活動から更に質の高いものにステップアップしていくと考えると、子供から小学生・中学生・高校生、大人になったときに、どういふふうな担い手になっていくのかという可能性も含めた、新たな担い手の考え方ということで理解している。

○資料27の(1)主体的に活動する人の説明をもっと広い意味で捉えることを記載してはどうか。また、実は(4)鑑賞者・観客が人数的には圧倒的に多いと考える。よって、市民が鑑賞者・観客になる時に、例えば、鑑賞することを通して交流することや、日々の暮らしの中で表現の豊かさが生まれること、自分の暮らしの中が豊かになることが表現の担い手となることであると、この4 鑑賞者・観客のところ少し説明があると良いのではないか。

○担い手という言葉が引っかかっているのではないか。「表現」とは、もちろん芸術的な行為も含まれるが、言葉を発すること、心と気持ちを吐露すること、思いを伝えることも表現であり、そういう個人の表現の権利をひっくり返して文化的に保障していくことが大事な視点である。つまり、表現を担うということよりも、表現主体としての権利が保障されること、また、他者の表現も認めていくことが文化条例においては重要であると考えます。

一方で、「担う」という言葉で接続すると良いのは、「創造」という言葉である。「創造」とは、意図をもって何かを生み出し作り上げていく行為を指し、創造の担い手という表現は違和感がない。「表現」と「創造」を上手く使い分けて記載できないか。

○「表現の担い手」という言葉に違和感はあるが、「担い手」という言葉自体は賛成である。

「担い手」という言葉は、明日の担い手という若い人たちを指す言葉のように大きな次元の言葉と合致すると考えている。そう考えると、「表現」という言葉は少し範疇が狭く具体的すぎるのではないかと思う。

資料27(4)鑑賞者・観客として表現を受けとめる人、例えばパルテノン大通りの辺りでパフォーマンスをやっている人たちを見ている人たち。本当にこの人たちが表現の担い手なのだろうかという疑問がある。よりイメージに合う言葉は「文化芸術発展の担い手」ではないか。鑑賞者、サポーターたちも全部含まれるし、資料27の(1)～(4)の人が全部当てはまるのではないか。

◎「表現の担い手」の背景には、多摩市の独自の考え方、つまり文化や芸術に関わる人たちだけを支援するのではなく、より広く市民など全員で多摩市の文化や芸術を作っていく権利があることについて、条例で明記したいという想いがある。

ただし、そのことを市民に伝えるために「創造」「文化芸術の発展」など別の言葉がいいのか、実際の条文を作るときに考えていきたい。

○「表現の担い手」を資料27のように解釈することに違和感がある。まず、無関心な方は鑑賞者など入りやすい所から始めて、だんだん関与を深めていく方を増やしていく意味であれば理解できる。

しかし、表現の担い手が観客まで含めるとの定義の内容は理解しがたいのではないか。事務局から説明があったように、多くの説明をしないと伝わらない表現は見直した方が良い。

本心として、クリエイティブな人を増やしたいという想いがあり、日本にとっても地域にとっても、創造的な子供たちを育てる必要があり、文化や芸術が貢献する部分は非常に多いだろうと考えている。

条文にする際は、表現の担い手で全て囲うのではなく、表現あるいは創造の担い手から観客までこういう構造で多摩市としては捉えていますという立て付

次第2

(仮称)多摩市文化芸術条例の骨子案について

けにした方が、理解できるのではないか。

◎「表現の担い手」という定義に疑義が生じているが、一から修正すると時間が足りないため、(仮称)という対応などで進めていく。条文にする際、もう一度議論を行う。

ただし、もともとの意図である、プロやアマチュア問わず、自分が表現者であると思えば表現者である、全ての人にその可能性や権利があることは残していきたいと考えている。

○表現の担い手の定義は資料27の1である、という説明は理解できた。ただし、「創造」という言葉を取り入れたらいいのではないか。

また、イメージ図だが、立体図と捉えると(1)は同時に(2)(3)(4)でもあるのではないか。つまり、段階が上の人には下の部分も全て属していると捉えたらいいのではないか。

さらに、この図の順番だが、(2)と(3)は逆がいいのではないか。(1)(3)の活動を支えるのが(2)の方ではないか。

◎表現の担い手の定義など、資料27で説明した言葉について、重要な指摘を頂いた。今後、整理していきたい。

続いて、骨子案について意見はいかがか。

○資料26 骨子案の項目7 子どものための取り組みについて、市が行うことのみであるが、市民も含め全体で取り組むことであると考えるので、さらに何かあると良い。

また、こどもの権利条約では、こどもの文化権として、こどもの休息権、余暇権および文化的生活・芸術への参加権と言っているので、それらを保障するということが明記するとともに、その保障をしていく大人などが支援していく内容も明記するといいいのではないか。

◎子供のための取り組みという項目を作り、推進していこうという多摩市の特徴の一つであるが、内容が市の対応のみであるため、市民も含むという指摘は子どもの権利条約との関連も含めて重要であると考えます。

ただし、条文にする際、どうやって表記するかは考えていかないといけない。項目7に役割など子どもの取り組みのみを詳細に記すことは、全体の構成から見ると違和感が出てくる可能性がある。

他に、項目10 その他の事務局案についてはいかがか。他の自治体では、文化施設の充実や(地域文化に貢献した人への)顕彰などを記載している所もある。その他の項目をさらに幅広くした方がいいのか、あるいは一番重要なポイントに絞ったらいいのか、など意見はいかがか。

○財政措置の事務局案の意図について、市民および市内を拠点に活動する個人や団体は、文化芸術の振興に必要な資金の調達において自立的な資金調達に努めなくてはならない、あるいは寄付や助成を得る、基金の設立など、そういったことを指しているのか。

●今後は市の税金で全ての文化芸術振興を行うことは難しく、市が財政措置に努めると同時に、例えば文化団体は文化庁の補助金を獲得していく、あるいはクラウドファンディングなど自立的な活動に向けて資金調達をしていくことをイメージしている。

◎市の財政措置については明言した方が良い。その上で、市だけに限らずに文化団体や個人も努力し、クラウドファンディングや市民から多くの寄付を募るなど記載する方が良い。

次第2
(仮称)多摩市文化芸術条例の骨子案について

○骨子案の項目4・5・6はそれぞれ市民、文化や芸術活動をする団体や個人、市の役割が記載されているが、役割の項目として一つにし、その中に4(1)市民の役割(2)文化や芸術活動をする団体や個人の役割(3)市の役割としてはどうか。

また、項目4 市民の役割について、文化や芸術に関心のある市民への対応に感じており、全く関心のない市民はどう関わるか疑問を感じている。

○骨子案の項目4 市民の役割について、市民は誰もが時として「表現の担い手」になることを「自覚」し、というのは押しつけがましさを感じる。表現の主体としての権利を有する、各自が持つ活力と創意を生かして、文化芸術が発展していく役割を担います、の方が良いのではないかと。語尾が「努めます」であると、頑張らなくてはならないと感じる。

また、項目4、5、6のそれぞれの役割を記載している項目は、一つにまとめた方が階層性はすっきりすると感じる。

○骨子案の項目7 子どものための取り組みについて、文章の中に出てくる乳幼児と子供とゼロ歳児がどういうふうに違うのか混乱するため、統一した方が良い。

また、子供は大切であり、自分たちで能動的に行動できないため、大人が何らかのサポートをするということは正しいと思うが、多摩市は圧倒的に子供よりは壮年、高齢者の比率が高い中で、例えば高齢者にはこれを、壮年者にはこれを、学生にはこれを、子供にはこれをと明記した方が良い。

○資料26の項目3 基本理念で、①～⑥の語尾が「努めます」になっているものが多い。例えば川崎市の文化芸術に関する条例では、基本理念の語尾は「～されなければならない」と少し強い文章で書かれている。基本理念は、条例の存在意義の部分と考えると、川崎市のように決意が感じられるような文章でも良いのではないかと。

◎基本理念において、決意表明が必要な箇所は川崎市のように明確にした方が市の姿勢が見えると思うが、条文を検討する際に考慮したい。

○現時点での骨子案では、文化や芸術に主体的に関わる方を増やしていくことを中心に条例に盛り込もうとしているように感じる。もう一方で文化や芸術に触れる機会の権利や保障の部分が薄いように感じる。その両方をしっかり盛り込まないとバランスが取れないのではないかと。

表現や創造の主体を増やしていくという部分は努力規定に留まると思うが、権利や保障については主としてやらなくてはならない、強く意思を表明しておくべきだろう。

○骨子案全体について異存はないが、基本理念について語尾が「努めます」「目指します」は少し気になった。決意表明的な表現の方が好ましい。誰を対象にしているか考えると、市民や市などになると思うが、市民が「努めます」「目指します」と記載すると強制されている印象を持たれるのではないかと。

また、先ほど、表現の担い手について論議があったが、平成21年に制定された多摩市文化芸術振興方針を見ると、文化芸術のにぎわい、文化の担い手という表現をしている。この委員会の論議の中では、具体的に表現する人々を中心に展開していこうということで「表現の担い手」を定義していこうという流れがあったと理解している。

○骨子案の項目3 基本理念について、「大きな災害や事故が起きたり悲しいことやつらいことが続いて、ついつい周りの人につらく当たったりひどいことを言いそうになるときに」というわかりやすい表現であるが、他の部分と比べると口語的であるため、他の文章と合わせた方が良いのではないかと。

<p>次第2 (仮称)多摩市文化芸術条例の骨子案について</p>	<p>また、基本理念の中に子供たちに関することを入れることができれば、項目7 子供のための取り組みに繋がるので、検討してみてもどうか。</p> <p>○条文は、子どもが見てもわかる文言にしてもらい、文化や芸術に関する活動をやってみたい、そういった職業に就いてみたい、と思ってもらえるような、万人に伝わるように役割を明確にしてもらうなどの必要があると感じる。</p> <p>◎骨子案の項目3 基本理念の冒頭文書は条文の前文を想定して作られており、口語文が入り混じっている箇所も含め、整理していきたい。</p> <p>○骨子案の項目3 基本理念の「希望や勇気を取り戻し、互いに優しい気持ちで接する」という部分は、他者に対する思いやりの部分を子どもでもわかりやすいように、具体的に表現したと理解している。</p> <p>また、項目7のように、子どもを重点的に扱っていることは、まさにこの条例を作る目的の一つであると考えている。40年にわたり、公立劇場の様子を見てきたが、依然として文化や芸術に対する理解者や支援者が少ない。事業を行っても観客があまりにも少ない。なぜか考えると、やはり子どものときに文化や芸術に触れる機会がないということが決定的にあるのではないかと。そういったことを解決するために、条例で強調していかないと、これからも同じことの繰り返しを公立劇場は続けていくのではないかと。</p> <p>○資料27の1について、表現は、主体的に活動する人だけでなく、協力者や多くの人々に伝える人、それを受けとめ記憶に残していく人がいて初めて社会的なものになる、という言葉を使うと、先ほどの表現の担い手の議論の答えの一助になるのではないかと。</p> <p>◎社会学の中で、アートを構成していく様々な主体の関係を研究した論文がいくつもあり、その中で「表現」というのは、私的なものではなく、社会的なものであるという考えがある。資料27の1に記載した文章はその考えに基づくものである。委員会内で共有するために作成した資料であり、今後この資料を公にしていくのか、委員会内の資料で留めるのか、検討が必要である。</p> <p>公にしていく場合は、解説やパンフレットを作成し、文言も再考する必要がある。</p> <p>○資料27の1は、何かを見たり聞いたりする、その体験・経験が自分の記憶に残る。その記憶がゆっくり熟成して、知識になる。知識が表現に変わる。正しく記憶が表現に変わるという構図である。</p> <p>◎コロナ禍で、鑑賞者・観客のいないところで表現していくことが問題となっていることを考えると、表現者と鑑賞者・観客の関係は重要である。表現の担い手には広く意味をもっている言葉であると共通で認識してもらい、最終的にこういった言葉を使うかは今後の議論に移していきたい。</p> <p>ここまで多くの意見が出たが、骨子案の議論はここまでとし、本日出た意見も含め、委員長、副委員長、アドバイザー、事務局と検討し、修正できるところは修正していきたい。本委員会をもって、骨子案の内容を了承頂いたとして良いか。</p> <p>⇒全委員了承</p>
<p>次第3 (仮称)多摩市文化芸術条例の骨子案の取りまとめについて</p>	<p>ここまで多くの意見が出たが、骨子案の議論はここまでとし、本日出た意見も含め、委員長、副委員長、アドバイザー、事務局と検討し、修正できるところは修正していきたい。本委員会をもって、骨子案の内容を了承頂いたとして良いか。</p> <p>⇒全委員了承</p>

次第4 第6回委員会につい て	第6回委員会について 3月30日（火）18時から 多摩市役所4階401会議室 委員会案の条例文案の検討
-----------------------	---